

令和4年度静岡県公立大学法人障害者就労施設等からの物品等の調達方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、障害者優先調達の一層の推進を図る。

1 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 適用範囲

この方針は、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の全ての組織における物品等の調達に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる施設等は、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

4 調達する物品等及びその目標

令和4年度に法人が障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

(1) 調達物品等

種別	調達品目
物品	事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品
役務	印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、その他のサービス・役務

(2) 調達目標額

500千円

内訳：事務局所管分 400千円

短期大学部事務部所管分 100千円

※ 調達目標額は、あくまでも調達の取組に当たっての一つの目安を示すものであるため、可能な限り調達目標額以上を目指す。

5 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品の調達を推進するため、各部局において次の取組を行う。

(1) 調達目標額を達成するための調達計画を事務局、事務部単位で作成する。

(2) 予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。

- (3) 調達を円滑に進められるよう、積極的に地方公共団体等を通じて障害者就労施設等及びその提供可能な物品等の情報収集を行う。

6 調達実績の公表

調達実績は翌年度の6月末までに取りまとめ、大学ホームページにより公表する。